

# **動物愛護相談センター整備基本構想**

**(案)**

**平成29年3月**

**東京都福祉保健局**

## 目 次

はじめに	1
第一章 基本構想策定の趣旨	2
第二章 現在の動物愛護相談センターの取組等	3
1 ハルスプランにおける施策展開の方向	3
2 現在の業務内容	3
(1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務	
(2) 動物の保護・収容と管理に係る業務	
(3) 動物取扱業者等の監視指導に係る業務	
(4) 動物に関する危機管理に係る業務	
3 施設の概況	7
第三章 近年の状況と施策推進上の課題	8
1 動物愛護・適正飼養について	8
2 動物の引取数・殺処分数について	8
3 動物取扱業者について	10
4 危機管理について	10
第四章 これからの動物愛護相談センターに求められる役割等と整備の方向性	11
1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設	11
～動物愛護精神・適正飼養の普及～	
《重点1》 動物との共生のための普及啓発の推進	
《重点2》 幅広い啓発のための人材育成・協働	
2 新しい飼い主への架け橋となる施設	12
～適切な飼養管理・譲渡の推進～	
《重点3》 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理	
《重点4》 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大	
《重点5》 飼育困難となった場合の相談対応等の充実	
3 事業者等の指導・監督の拠点施設	13
～動物取扱業者の指導・監督の徹底～	
《重点6》 動物取扱業者の資質向上	
《重点7》 法令遵守徹底のための監視指導	
4 動物に関する危機管理対応の基幹施設	14
～災害時等における的確な危機管理～	
《重点8》 災害発生時における動物救護活動	
《重点9》 動物由来感染症等による危害の防止	
第五章 今後の動物愛護相談センターの整備方針	15

## はじめに

平成 23 年度に都が実施した犬及び猫の飼育実態調査では、同年度における都内の犬の飼育頭数は 50 万頭以上、猫の飼育頭数は 100 万頭以上と推計されており、また、内閣府の調査によれば、家庭で犬や猫などのペットを飼育している人の割合は全体の約 3 分の 1 に上り、ペットブームともいえる状況にあります。

同時に、飼い主のマナーの欠如による近隣住民への迷惑行為や咬傷事故、不衛生な環境での多頭飼育、飼い主のいない猫を巡るトラブルなどの苦情も多く寄せられています。

動物は飼い主にとって「家族の一員」として生活に潤いを与えてくれる大切な存在ですが、「社会の一員」として地域の中で受け入れられるには、飼い主がルールやマナーを守って終生にわたり適切に動物を飼い続けることが基本となります。

都は、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」において、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物の殺処分ゼロに向け、適正飼養・終生飼養に関する普及啓発や、新しい飼い主に飼養を引き継ぐ譲渡の推進を重点的に進めています。

また、都内では、いわゆるペットショップなどの動物を取り扱う事業者数も年々増加しています。平成 24 年に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）において、事業者に対する規制が強化されましたが、事業者による動物の取扱いを適正に保つことも重要な課題です。

さらに、平成 28 年に発生した熊本地震では、災害時の動物救護体制の必要性が改めて浮き彫りになったため、都としても首都直下型地震等に備えて、区市町村等と協力して十分な体制を整えていくことが必要です。

この基本構想は、東京都動物愛護管理推進計画の施策展開の方向と、近年の状況を踏まえ、東京都動物愛護管理審議会やパブリックコメントを通じて多くの方々からいただいた御意見も参考とさせていただきながら、これから動物愛護相談センターが担う役割と必要な機能強化、施設整備の方向性等をまとめたものであり、施設の機能強化、整備を通じて都の動物愛護管理施策の更なる充実を図ってまいります。

## 第一章 基本構想策定の趣旨

動物愛護相談センター（以下「センター」という。）は、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留等から、動物愛護精神の普及、適正飼養に関する飼い主への啓発の推進、保護・収容した動物の譲渡、動物取扱業者の監視指導、動物由来感染症対策等、幅広い業務を行っています。

センターは、現在、本所（世田谷区八幡山）、城南島出張所（大田区城南島）、多摩支所（日野市石田）の三施設からなっていますが、本所は業務棟が築40年以上、事務棟は築27年、城南島出張所と多摩支所はそれぞれ築30年以上を経過し、建物が老朽化している状況にあるため、センターが担うべき役割に照らして、今後も、業務を適切に実施できる環境を維持・確保するための検討が必要となっていました。

そのため、この基本構想では、動物の飼養等をめぐる近年の状況等を踏まえ、また、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指した都の計画である「東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）」に基づく施策を推進していく上での課題を整理し、これからセンターに求められる役割や必要な機能、施設等の整備のあり方を明らかにすることとしています。

## 第二章 現在の動物愛護相談センターの取組等

### 1 ハルスプランにおける施策展開の方向

都は、動物愛護管理法の改正（平成25年9月施行）等の動きを踏まえ、平成26年3月に東京都動物愛護管理推進計画（以下「ハルスプラン」という。）を改定し、施策展開の方向を次の4つに整理して取組を進めることとしています。

- ① 動物の適正飼養の啓発と徹底
- ② 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
- ③ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進
- ④ 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、ハルスプランの理念である人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、その専門性を生かし各種施策を開催しています。

### 2 現在の業務内容

#### （1）動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務

動物愛護に係る啓発行事の開催、小学校等での動物教室の実施、適正飼養講習会の開催、飼育等に関する相談・苦情対応、飼い主指導、飼い主のいない猫対策への支援等を行っています。

飼い主に対する適正飼養の啓発や飼い主のいない猫対策等は、区市町村が地域における住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取組を行っており、都は、実施に当たっての技術的支援や助言、財政的支援等を行っています。

#### （2）動物の保護・収容と管理に係る業務

##### ア 動物の保護収容

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬の捕獲・収容、負傷動物の収容・治療、飼い主又は拾得者からの犬猫の引取りを行っています。

なお、飼い主からの引取りに当たっては、終生飼養の趣旨を十分に説明し、飼養継続のための助言や、信頼できる新たな飼い主への譲渡を勧めるなどの相談対応も行った上で、やむを得ない場合にのみ引取りを行うこととしています。

負傷動物の収容・治療については、効率的に実施するため、区部においては主として城南島出張所で実施しています。

## **イ 動物の飼養管理**

保護・収容した動物の飼養管理、咬傷犬の検診、収容動物情報の提供、飼い主への動物の返還、致死処分を行っています。

致死処分は、国の指針に基づき、動物にできる限り苦痛を与えない方法で行っており、主に城南島出張所で実施しています。

なお、一部の負傷動物等については、苦痛を取り除く場合などやむを得ない場合に各所でも実施しています。

## **ウ 動物の譲渡**

保護・収容した動物の譲渡に当たっては、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、また、譲渡前と譲渡時に講習会を実施し、適正な飼養の方法、終生飼養の意義や不妊去勢手術の重要性を理解していただいた上で、譲渡を行っています。

また、都の譲渡事業の趣旨に理解をいただき、譲渡に協力する動物愛護団体等を登録譲渡団体として登録し、こうした団体を通じて幅広く譲渡を行う取組も行っています。

さらに、譲渡の取組を広く都民に周知し、理解と協力を得ていくため、広報やPRイベント等を行っています。

## **(3) 動物取扱業者等の監視指導に係る業務**

### **ア 動物取扱業者の監視指導**

動物愛護管理法に基づく事業者登録、事前相談、施設の実地調査、動物取扱責任者研修会、苦情対応、立入検査・指導等を行っています。

登録時及び更新時には、施設への立入検査を行い、法令に定める施設基準等への適合を確認しています。

また、苦情や通報があった場合などにも、適宜、立入検査を実施しており、動物愛護管理法に基づく第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者（以下「事業者」という。）が守るべき基準の遵守状況等に問題が見られ、指導によっても改善が認められない場合は、法令に基づく処分等を行っています。

### **イ 特定動物に関する監視指導**

特定動物（ライオン、ワニ、毒蛇など人に危害を及ぼすおそれのある動物）の飼養許可、立入検査・指導、動物逸走時の飼い主への指示、捕獲等の対応を行っています。

特定動物が逸走した際は、警察とも連携して対応しています。

### **ウ 畜舎等の衛生確保**

化製場等に関する法律等に基づき、定められた頭数以上の動物を飼養・収容する施設の許可事務や監視指導を行っています。

なお、特別区及び保健所設置市内は、各区市の権限となるため、多摩支所のみの業務となります。

#### (4) 動物に関する危機管理に係る業務

##### ア 災害対策

災害時には、東京都獣医師会等の関係団体と協働して動物救援本部を設置し、動物保護班及び動物医療班を編成して、被災動物の一時保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療等に携われるよう体制整備を行っています。

また、災害時に避難所を設置する区市町村の取組を支援するため、避難所での飼養場所の確保を記載したマニュアル例や同行避難の訓練実施例等の情報提供、体制整備を進める上での助言を行っています。

##### イ 動物由来感染症対策等

動物由来感染症に罹患した疑いのある動物の隔離、検査及び発生時に備えた訓練等を行っています。

なお、城南島出張所には、感染防止対策がとられた解剖室等の設備を設置しています。

##### ウ 調査研究

人への健康被害をもたらすおそれのある動物由来感染症等に関する調査研究、動物の取扱時の安全対策、施設管理の向上に関する調査研究等を行っています。

【三施設の業務実施体制（概略）】

業務内容	本所	城南島 出張所	多摩 支所	備 考
動物愛護・適正飼養の推進に係る業務				
啓発行事、動物教室	○		○	
適正飼養講習会、飼育等の苦情・相談	○	○	○	
区市町村支援（飼い主のいない猫対策等）	○		○	
動物の保護・収容と管理に係る業務				
犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、飼養管理	○	(○)	○	城南島の飼養は負傷動物
動物の譲渡・広報、登録譲渡団体の登録	○		○	団体の登録は本所
致死処分		○		負傷動物等は各所でも実施
動物取扱業者の監視指導に係る業務				
動物取扱業者の登録、取扱責任者研修会	○		○	取扱責任者研修会は本所
動物取扱業者の監視指導（苦情対応含）	○	○	○	
特定動物に関する飼養許可、監視指導	○	○	○	飼養許可は本所・多摩支所
畜舎等の衛生確保			○	区・保健所設置市以外
動物に関する危機管理に係る業務				
災害対策、特定動物逸走時の対応	○	○	○	
動物由来感染症対策（狂犬病発生時等）		○		

### 3 施設の概況

#### (1) 本所

所在地：世田谷区八幡山 2-9-11 京王線八幡山駅から徒歩 25 分  
敷地面積：1,024 m<sup>2</sup> 建物延床面積：829 m<sup>2</sup> (小数点以下切捨、以下同じ)  
業務棟（昭和 49 年竣工）、事務棟（平成 2 年竣工）  
主な設備：一般犬舎、小型犬舎、猫舎、ふれあい広場（33 m<sup>2</sup>）

#### (2) 城南島出張所

所在地：大田区城南島 3-2-1 JR 大森駅から路線バス 30~40 分  
敷地面積：4,000 m<sup>2</sup> 建物延床面積：1,765 m<sup>2</sup>  
業務棟（昭和 58 年竣工）、事務棟（昭和 58 年竣工）  
主な設備：負傷犬舎、手術室、解剖室、検査室、致死処分機、焼却炉

#### (3) 多摩支所

所在地：日野市石田 1-192-33 多摩都市モノレール万願寺駅から徒歩 20 分  
敷地面積：2,810 m<sup>2</sup> 建物延床面積：865 m<sup>2</sup>  
業務棟（昭和 59 年竣工）、事務棟（昭和 59 年竣工）  
主な設備：一般犬舎、小型犬舎、猫舎、医務室、相談室、ふれあい広場（240 m<sup>2</sup>）

### 第三章 近年の状況と施策推進上の課題

#### 1 動物愛護・適正飼養について

内閣府が平成22年に実施した「動物愛護に関する世論調査」によれば、家庭で犬や猫などのペットを飼育している人の割合は全体の約3分の1の34.3%に上ります。

一方で、飼い主のマナーの欠如等による近隣住民からの苦情や咬傷事故も多数発生しており、また、多頭飼育が管理できなくなる事例や、動物の遺棄・虐待事件も発生しています。

【動物愛護相談センター各施設における苦情受理件数】 (単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本所	1,554	1,324	1,003	878	785
城南島出張所	15	3	22	24	138
多摩支所	986	928	927	1,057	939

【動物愛護相談センター各施設における動物による事故届出件数】 (単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本所	3	3	2	2	2
城南島出張所	0	1	0	1	2
多摩支所	78	64	56	72	78

注) 飼い主が分かっている場合の苦情、犬による事故届出は、区部では、主に各区が対応しているため、本所と城南島出張所での対応は、ほとんどが飼い主不明の動物の事例

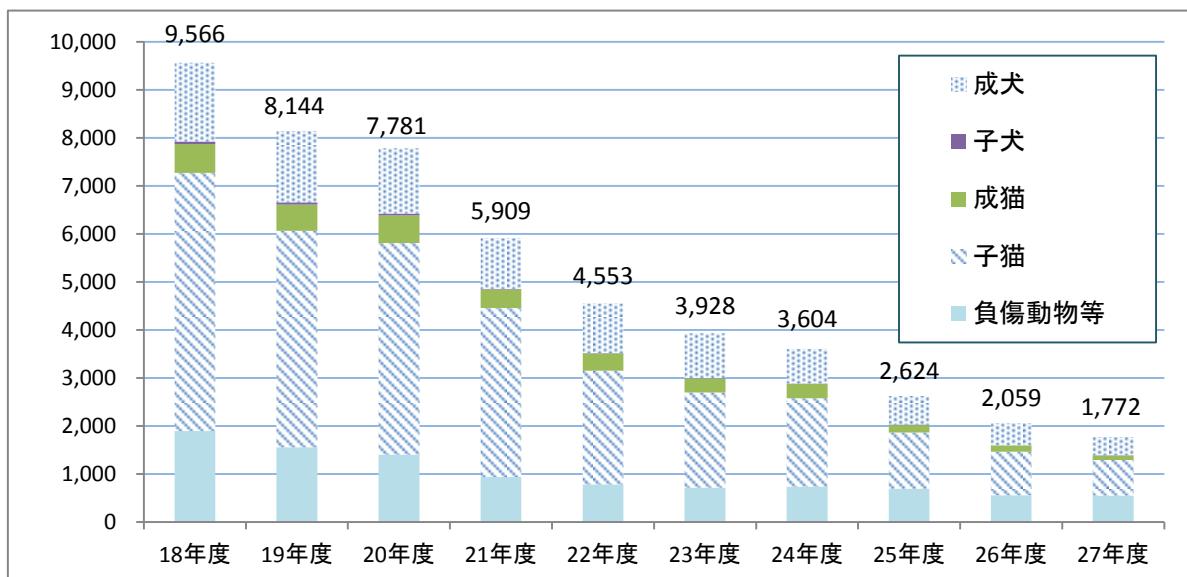
動物を飼っている人、好きな人も、動物を飼っていない人や苦手な人も、共に同じ地域で暮らしており、こうした中で、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、飼い主に対する適正飼養の啓発を進めるとともに、命ある動物への愛護精神の涵養（徐々に育むこと）を図っていくことが必要です。

#### 2 動物の引取数・殺処分数について

多くの飼い主の終生飼養が進み、また、飼い主のいない猫対策が進んできたことなどにより、センターの引取数、致死処分数は、以前と比較し大幅に減少していますが、苦痛を取り除くためなど、やむを得ない場合を除いた殺処分をゼロとするためには、保護・収容した動物を譲渡に適した健康状態で飼養し、新たな飼い主に結びつける取組を一層強化していく必要があります。

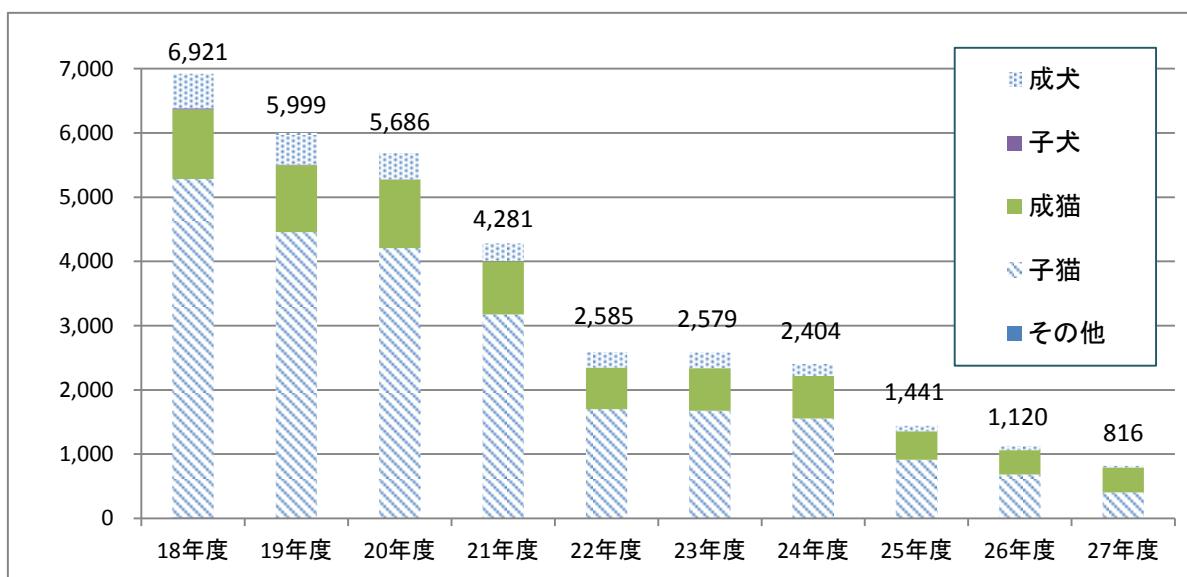
### 【都内における動物の引取・収容頭数の推移】

(単位：頭)



### 【都内における動物の致死処分数の推移】

(単位：頭)



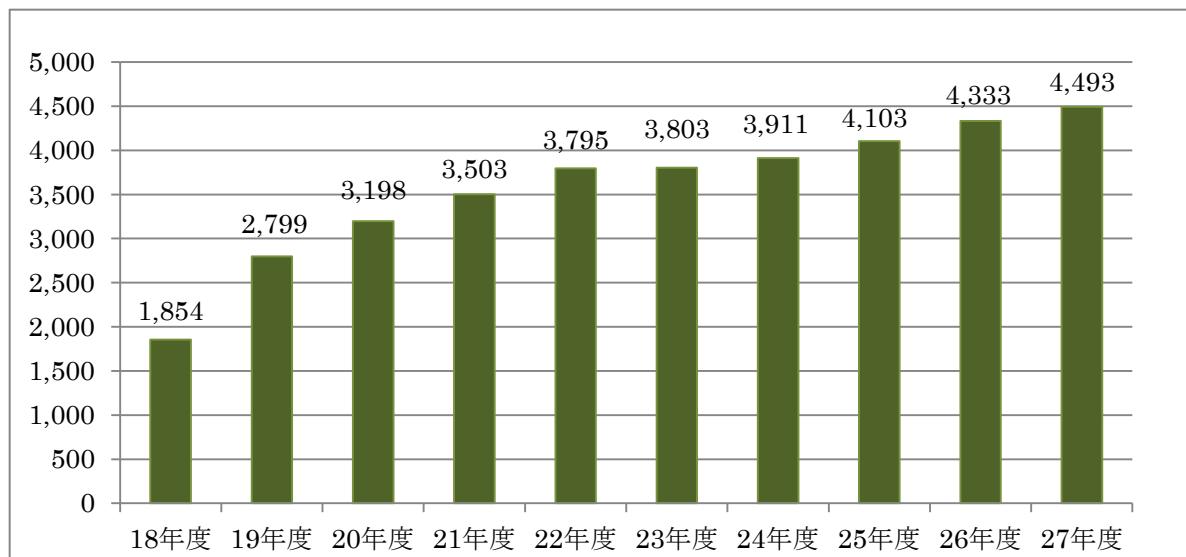
また、現在、センターが動物を引き取る理由では、飼い主の高齢化や病気が大きな割合を占めており、こうした社会状況の変化に対応し、飼育の継続や新たな飼い主探しのための助言、相談対応等の支援を進めていくことも必要です。

### 3 動物取扱業者について

都内の第一種動物取扱業者数は年々増加し、平成28年6月には10年前の約2倍となる4,500軒以上となりました。

【都内における第一種動物取扱業者数の推移】

(単位：軒)



事業者に対する監視指導は、こうした監視対象の増加と動物愛護管理法の改正による規制の強化に伴い、これまで以上に効率的な実施体制の整備が必要となっています。また、不適切な飼養・保管を行う事業者に対しては、迅速に対応し、重点的、継続的な監視指導を行える体制が必要です。

### 4 危機管理について

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震の経験から、災害発生時における飼い主と動物との同行避難を含めた動物救護体制の重要性が改めて指摘されています。

都内での災害発生時には、センターが東京都獣医師会等の関係団体と連携して、迅速に対応することとともに、避難所を設置する区市町村の取組への支援を強化することが求められています。

また、平成25年に台湾で狂犬病に罹患したイタチアナグマと犬が確認されており、今後、さらに国境のボーダレス化が進展すると、狂犬病の国内への侵入も懸念されるため、動物由来感染症対策は引き続き重要です。

平成28年には、野犬が都内の空港敷地内に侵入し、空港管理者からの要請に基づいてセンターが捕獲した事例も発生するなど、都民の安全を脅かすおそれのある様々な事象への備えが必要です。

## 第四章 これからの動物愛護相談センターに求められる役割等と整備の方向性

センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、ハルスプランに掲げた理念の実現を目指し、近年の状況や施策推進上の課題を踏まえて、その機能を強化していくことが必要です。

こうした観点から、以下のとおり、これからのセンターに求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項を整理した上で、整備の方向性を示します。

### 1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設～動物愛護精神・適正飼養の普及～

センターは、動物に関する専門的知識や、適正飼養に関する指導・啓発のための手法、経験を有しているため、その専門性を生かして、動物の特徴や習性等に関する理解の促進、動物愛護精神の涵養、適正飼養の助言・指導を行うとともに、区市町村や関係団体等を支援する取組を進めています。

普及啓発は、動物愛護団体等の多くの関係者が様々なかたちで取組を進めているため、関係者と連携した取組をさらに拡大していくことや民間企業の活用等も視野に入れ、より効果的に展開していきます。

#### 《重点1》 動物との共生のための普及啓発の推進

動物との適切な接し方を学ぶことは、動物愛護精神の涵養はもとより、動物との接触による咬傷事故や感染症の防止、また、動物虐待等の防止のためにも重要です。

- センターは、その専門性を最大限に生かしながら、都民に積極的に働きかけ、動物との共生のための正しい知識の普及を図っていく必要があり、より親しみやすい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設に転換していきます。
- 動物について都民が自発的に学ぶことができるよう、学習や情報収集ができる環境を整えていきます。
- 施設外でも、都民が参加しやすい行事の開催、子供の発達段階に合わせた動物教室の実施など、より効果的な普及啓発を進めています。

#### 《重点2》 幅広い啓発のための人材育成・協働

子供から高齢者まで様々な方を対象として、幅広く効果的に啓発活動を進めていくためには、区市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等多くの関係者と連携、協力し、お互いの得意分野を生かしながら取組を進めていくとともに、民間企業の発想力や実施能力を活用しながら施策を展開していくことが効果的です。

- センターを、関係者が集い協働するための共通の場（プラットホーム）とするため、関係者間の情報共有や意見交換、ミーティング、研修等を行う設備を確保していきます。
- 動物愛護管理施策の様々な課題に対応していくためにセンター職員の資質向上を図っていくとともに、区市町村や動物愛護推進員などの関係者が共通で使用できる普及啓発用の教材の作成や、地域で普及啓発等に取り組む人材の育成を図るなど、より多くの関係者と連携、協働していくための様々な基盤づくりを強化していきます。

## 2 新しい飼い主への架け橋となる施設 ~適切な飼養管理・譲渡の推進~

動物の殺処分ゼロの実現に向け、センターで引き取った動物の譲渡を拡大して行く必要があります。

飼養環境の充実や情報発信の強化などセンター自らの体制・取組の充実を図るとともに、動物愛護団体やボランティア等との協力関係を更に強化し、都民の理解と協力の輪を広げ、保護・収容した動物を新たな飼い主へ繋ぐ取組を進めています。

また、飼い主が飼育に関して相談しやすい環境を整えるなど、飼い主を支援する取組を進め、引取数の減少を図っていきます。

### 《重点3》 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理

センターが保護・収容した動物を新しい飼い主に引き継ぐに当たっては、健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する体制を充実することが重要です。

- 動物を個体ごとに適切に管理することを基本とし、動物のストレスに配慮した種別ごとの飼養や、新たに収容された動物からの感染症を防止するための設備、治療のための設備を整備するなど、飼養環境を充実していきます。
- 譲渡の機会を拡大するため、飼養期間が長期化しても、その間の健康状態を保持できるよう運動設備等を確保していきます。

### 《重点4》 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大

新しい飼い主への譲渡をこれまで以上に拡大するには、まず、譲渡という取組を多くの都民に知ってもらい、新しい飼い主を待っている動物の情報を積極的に発信して、保護・収容された動物と新たな飼い主との出会いの機会を増やすことが重要です。

- PR行事の開催や、各種広報媒体を通じた情報提供、普及啓発を行い、譲渡の取組の認知度向上を図るとともに、ホームページを通じてセンターで保護・収容した動物や譲渡活動の情報を広く発信する取組を強化していきます。
- 登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信し、合同の譲渡会を実施するなど協働での取組を強化するとともに、団体がセンターの設備を利用して譲渡活動やボランティア等の育成、普及啓発等の取組を行えるよう施設整備を進めています。

## ≪重点5≫ 飼育困難となった場合の相談対応等の充実

飼い主の高齢化や病気により飼育が困難となった場合、センターでの引取りを行うよりも、信頼できる新たな飼い主を見つけ、十分に情報を伝えた上で飼養を引き継ぐことが動物にとって望ましく、そのための助言等を行うことが重要です。

- センターでは、相談しやすい環境を整え、その機能の充実を図るとともに関係者とも協力して新たな飼い主探しを支援する仕組みづくりを進めていきます。
- 住民に身近な区市町村がこうした相談に的確に対応できるよう、技術的・専門的な助言を行うとともに、動物愛護推進員と連携した取組を推進できるよう支援していきます。
- 多頭飼育が管理できなくなる事例も散見されていることから、多数の動物をやむを得ず緊急的に収容することも想定して施設整備を進めていきます。

## 3 事業者等の指導・監督の拠点施設～動物取扱業者の指導・監督の徹底～

ペットショップやペットホテルなどの事業者は年々増加しており、その事業活動は多くの都民の生活と関わることから、事業者の監視指導を担うセンターは、事業者の活動を適正なものとするための指導・監督を強化していきます。

## ≪重点6≫ 動物取扱業者の資質向上

事業者は、法令等の規定を遵守し、適正な事業活動を行う責任があり、事業者自らが適正な活動を維持できるよう、その資質向上を図っていくことが重要です。

- 動物愛護管理法に基づき実施する動物取扱責任者研修に加え、必要に応じて業態別の研修や個別指導を行えるよう、プログラムや研修等のための設備を充実していきます。
- 自主点検記録票等のツールを活用した取組の普及などにより、事業者の自主的な取組を支援していきます。

## ≪重点7≫ 法令遵守徹底のための監視指導

事業者が法令等の施設基準や動物の管理方法等を遵守し、適正な事業活動等を行えるようにするために、法令等に基づく事業者の指導を徹底していくことが重要です。

- 事業者数が増加していることや、問題のある事業者に対する重点的な指導等が必要であることを踏まえ、より効率的な実施に向け、事業者の評価に応じた監視やＩＣＴの活用を進めていきます。
- 問題のある事業者に対する監視指導は、集中的、継続的な対応が必要となる場合があるため、現場へのアクセスに長時間を要しない体制を確保していきます。

- 特定動物の飼養許可、畜舎等の衛生確保も、都民の安全確保や生活環境の保全、各施設の適切な管理運営を図るため、関係法令に従い適切に業務を実施していきます。

#### 4 動物に関する危機管理対応の基幹施設～災害時等における的確な危機管理～

東日本大震災や熊本地震の経験から、災害時の動物救護体制や同行避難の重要性が改めて指摘されており、災害時に動物救護活動の拠点となるセンターは、東京都獣医師会等と連携した動物の救護、避難所の設置主体となる区市町村等への支援、被災動物等の一時収容、各施設間のバックアップ体制を確保していきます。

また、狂犬病をはじめとする動物由来感染症による危害発生の防止のため、海外を含めて発生状況を注意深く監視し、発生時には動物の捕獲等の措置を迅速に実施する体制を確保するなど、都民の安全を守る危機管理対応を行っていきます。

##### 《重点8》 災害発生時における動物救護活動

災害発生時には、都民への危害防止や動物愛護の観点から、放し飼い状態となった動物や負傷動物を迅速に保護するとともに、避難所等で同行避難してきた動物を適切に飼養管理することが重要です。

- センターは、災害発生時に動物救援本部の設置、関係機関との連絡体制の確保、被災動物の救護活動及び避難所を設置する区市町村の支援などに速やかに取りかかれるよう、定期的な防災訓練などにより、平常時から万全な体制を整備していきます。
- 被災動物の一時収容は、センター各所で対応可能な範囲を想定し、スペースの確保やケージなどの必要な物品の備蓄等を進めるとともに、対応能力を超えた場合の次善策についてもあらかじめ検討していきます。

##### 《重点9》 動物由来感染症等による危害の防止

動物由来感染症など動物に起因する危害の発生を防止することは、都民の安全を守る上で重要です。

- センターでは、平常時から動物由来感染症に関する調査研究や情報収集を行い、発生時における的確な対応に繋げるとともに、迅速な感染動物等の捕獲、関係機関への連絡、地域住民の安全確保が行えるよう、訓練等の実施も含めた準備を行っていきます。
- 狂犬病の発生時や特定動物の逸走時には、都民の安全確保の観点から、特に迅速な対応が求められるため、現地に速やかに赴き、捕獲・収容等の措置を実施できる体制を引き続き確保していきます。

## 第五章 今後の動物愛護相談センターの整備方針

センターが今後も、都民から求められる役割を果たしていくために、第四章で示した方向性に基づき、施設整備を進めていきます。

### 施設の整備方針

- 三施設の中で特に老朽化が進み、狭隘な本所は、早期に整備を行うこととします。
- 本所の整備に関しては、センターに求められる役割を果たしていくための機能強化を図る上で、現地での建替えでは十分な広さを確保できないと考えられることなどから、移転改築を行うこととします。
- 移転整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境を整えることや、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導を行うための地理的条件や地域特性、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていきます。
- 具体的な機能・設備等については、今後検討を進め、本所整備に関する基本計画の中で示していきます。
- 他の二施設についても老朽化等の状況や、飼育等に関する相談・苦情件数、動物の引取・収容数、事業者数、監視指導件数等の諸状況を考慮の上、今後あり方を検討していきます。

### おわりに

センターの施設整備は、動物飼養をめぐる最近の状況等も踏まえ、今後、都の動物愛護管理施策を更に展開していくために取り組むものであり、センターは、施設整備を通じて強化された機能を更に発揮し、都民に頼られ、親しまれる存在となるとともに、区市町村や獣医師会等の関係機関、動物愛護団体、ボランティアの方たち、多くの都民との協力関係をさらに強化して、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組をより一層推進してまいります。